死亡現認(確認)証明書

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

留守の有無：有 ※

所属部隊
- 通称：羽 8341
- 兵団：9 野戦修

所属部隊：[redacted] 之 迫作

役職(現地召)：[redacted]

兵 部：[redacted]

官等(技術官)：※ 一等兵

氏名：[redacted] 年 月 日生

本籍地：[redacted]

留守担当者住所：[redacted]

都道府県：[redacted]

留守担当者氏名：[redacted] 続柄（ 父 ）

死亡者の資料

死亡日時	死亡場所	傷病名	発病時	死亡区分	遺骸及び遺留の処理	遺留品
昭21.5.30 5:00	北安省[illegible]県 [illegible]病院	発疹チフス 下痢	20.5.10	戦病死	遺髪埋葬 遺髪 [illegible]	両親の写真（[illegible]）
※	※	※	※	※		

(死亡当時の状況)

別掲 [illegible]

[天中 [redacted] と共に [illegible] 同 [redacted] [illegible]]

資料提供者

死亡を知った方法：死亡に立会い（立会い）埋葬した

本人との関係：同病院の友人

現住所：[redacted]

所属部隊：

官等級氏名：[redacted]

※(調製月日) 昭和26年4月17日

※(調製官署) [redacted] 援護課

66-13

2223

本籍地	調査官	参考資料
電話番号	所属 [redacted] 見 [redacted] 名氏 [redacted] 職 [redacted] 年月日 [redacted]	[redacted]

記載上の注意（書き方にわからない點がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい。）

一、本證明書は、未歸還者の死亡の認定を行う場合の基本となる證拠書類でありますから特に正確に書いて下さい。從つて、記憶が不確實なる箇所には？をつけてその旨を明かにして下さい。

なお、本證明書が最も大切な點は、「死亡の事實を現認（確認）されたこと」並びに「死亡と知つた方法」にありますからこの點は出來る限り詳細に記述して下さい。

二、※印をつけてある所は調査官が記入しますから書く必要はありません。

三、死亡を知つた方法の欄には、自ら現認した、死水をとつた、臨終に立會つた、屍衛兵に立つた、慰靈祭又は葬儀に立會つた、誰々から聞いた、死亡したことを命令等で見た等死亡事實を知つた方法を具體的に書いて下さい。

四、參考資料欄には次のことを書いて下さい。

イ、貴方の外に本人の死亡事實を知つている人があればその人の氏名、所屬部隊、本籍地等。

ロ、死亡者の特徴（容貌、體格、特業、前職等）。

ハ、死亡者が軍屬の場合は、その官等俸給（日給）、採用年月日等。

五、調査官の記入事項

イ、資料提供者の記入せる事項又はその記入欄中記入の出來なかつた事項を、調査官が訂正又は補充した場合は「　」を附して記入し、資料提供者の記入したものと明瞭にすること。

ロ、調査官は、死亡時元の各項につき資料提供者に訊しその確度を判定しこれを該當欄に記入すると共に「死亡事實」について綜合的に確度を判定し、且つ、調査に際し提供者から受けた印象等から確認處理の證拠として利用するに堪えないか否や等の判決を所見欄に明記すること。なお、資料内容に不充分なる點特に死亡事實に一抹の不安のあるときはこれを確めるための手段等を附記すること。

六、本籍地世話課の欄は、本證明書の取扱要領等所要事項を記入するために利用のこと。

戦時死亡者現認証明書

[redacted]

所属部隊

死亡年月日時 昭和21.5.

死亡場所 通化県 通化飛行場

死亡事由 飛行事故

遺骨埋葬地 有: 通化方面 航空隊

死亡者官等級氏名 陸軍伍長 矢[illegible]

本籍地 [redacted]

留守担当者現住所氏名 [redacted]

上陸地名 博多

上陸年月日 昭[illegible]

右現認ス

現住所

所属部隊 [redacted]

官等級氏名 陸軍伍長

上陸地名 博多

上陸年月日 昭[illegible]

[redacted]

調製上ノ注意

一、所属部隊ハ適宜固有部隊名ヲモ判明程度ニ記入ノコト

二、死亡欄ハ出来得ル限リ詳細ニ特ニ事由欄ハ名、及上陸地ヲ局ニ於テ連絡済ナモノヤ其他参考資料等併セ記入ノコト 記事欄ニ場合ハ別紙添付記入ノコト 留守業務局ニ於テ手続済ノ場合其ノ月日記入ノコト

三、遺骨(遺留品)欄ハ「有無」有ル場合ハ何処ニアリヤ現地上陸地ヲ局留守宅記入ノコト

四、部隊ヲ定ムルコト

五、[illegible]

[illegible]

2225

死亡確認申告書

昭和二十二年　月　日

所属部隊名	死亡年月日	死亡場所	戸籍上の氏名	遺骨
関東軍満洲第三七部隊	21.6.2	奏天省	軍属 [redacted]	ナシ
関東軍満洲第三七部隊	20.3.1	満洲	岳長 [redacted]	ナシ

備考

昭和二十年九月一日満洲奏天北陵大谷第二軍に捕虜十月十日解除（後送の者）奏天病院に入院中コレラの為死亡、死亡月日昭和二十一年三月二日時間午前六時

死体は奏天日本人墓地に戦友と共に埋葬す

現認者所属部隊　関東軍満洲第三七部隊第二大隊

[redacted]

2226

申述書

[redacted]

私は昭和十四年四月廿七日渡満し吉林省公主嶺街[redacted]
[redacted]といふ店舗を持ちまして飲食商を経営致して居りました。所では昭和十五年一月以来世話係の役を務めて居りました。終戦後一ヶ年遂分窮屈な苦しい日に遭ひましたが、漸くこの八月下旬引揚げまして前記[redacted]へ帰り着きました。引揚の時在満中死亡せられた[redacted]さんの御遺骨を携へまして御遺族に御渡し致しましたので以下その関係を申述べます。

私が[redacted]さんといふ兵隊さんを知つたのは昭和二十一年五月

8-15

2227

二十一日の事です、何でも八路軍にお立てられた日本の兵隊さんが大勢来てゐるといふ事で私はその集團してゐる公主嶺神社後へ行つてみると、數日来降り續きの雨の中で食糧は無し宿は無し、何とも申しやうのない日本兵の姿を見受けた次第でした、そこで私は考へました、これ丈澤山の兵隊さんが敗戦以来郷里との通信も出来ず昨日ソ聯軍の使役、今日は八路軍の使役と定めし淋しい思ひで日々荒んで行く事であらう、自分は幸に女の身でまた自分の家にゐる事だから少しでもお世話もし、話し相手にもなつてあげなければならないと思ひまして大声で叫びました、この中に[redacted]の人は居りませんかと、その声に応じて皆振り向いた中からあちらで一人こちらで一人と[redacted]が數名寄つて来ました、その中の一人が[redacted]さんで聞けば郷里が須崎だとの事でとて

も懐かしく思ひました。早速「私の家に行きませう」と申しましたが「今はあまり大勢ですので後で行きます」と言はれるので一先づ私の住所をお教へし、遊びに来るやうにおすゝめして別れました。そして翌日の昭和廿一年五月廿二日に、私の家を三人連れで訪れて下さいました。その夜はじめていつくりと寛がれて、色々の物語をお伺ひ致しました。その話に依りますと、[redacted]さんは同島省延吉にゐる時、終戦となり、ソ聯の兵にひかれて朝鮮に行き日々使役を務めておましたが、ソ聯は本年二月きりで引揚げ、後は八路軍に引渡され、新京めざして、使役をしながら来たものでした。そしてその途中で八路軍に捨てられたものです。その後、ソ聯、八路軍、中央軍、どちらの軍が来ても、その命令のままに従はねばなりませんでした。その中に、[redacted]さんは六月一日に使役の命令を受け、夕方

疲れ果てて歸り、「今日は務めかねた」と言はれ、そのまま寢着きました。段々と熱が高くなるので、翌日すぐ院長を迎へましたが、急性肺炎と診斷され、頭へのぼると危險だから、よく冷せと申されました。異郷にあるものの共通性ですぐ馴れ合ひ、家族同樣にしてゐましたので、病氣になると私の娘（[redacted]當年廿七才）をつききりにして看病させましたが、三日目にはもう日本へ歸るなどと譫言ばかり言ふやうな狀態で注射も幾度も致しましたが其のかひもなく、遂に五日午前三時、息を引き取られまして、まことに殘念な事を致しました。死後の狀態を見ますと、八路軍の使役は相當きびしかったと見えて、兩肩にレールの型がついてゐると言ふ慘狀でした。

時は時、所は所ですから、氣を樣むばかりであれもこれ

8-18

も無い無いづくしでしたが、それでも[redacted]全部の各隣組長が参列してくれる程で、あの場合としては十分盛大な葬式を出し、無論私は遺族代りとなりまして日本人會の方へも死亡届を出したやうな次第です。

爾来御遺骨は私の家に假安置しまして歸還の日を待ちながらお祭をし、戦友方もよく拝礼に来ていただきました。

昭和廿一年七月廿一日いよ〳〵待望の歸還の日になりましたので、何は持たずとも、これだけはと[redacted]さんの御遺骨(御遺骨と申しましても持物制限の関係もありますので火葬の灰をほんの少しばかり紙に折り包んだだけですが)を死亡診断書と一緒に背負って歸りました。

内地へ着きましたのが八月廿六日博多港、それから須崎へ着きましたのは八月二十七日午後七時頃でした。此所は私の

8-19

歸る[redacted]への途中ですから、下車して、御家庭へお届けしようと探しましたが、[redacted]さん宅も郷里を離れて事業をして居られた関係で、何でも[redacted]辺りと耳に殘つておるのを頼りに歩き廻りましたがどうしても分りませんので、とう〳〵宿につきまして、翌廿八日[redacted]役場へ上つたやうな次第です。

私もこんな事まで手間取らうとも氣が廻りませんでしたから、本籍の番地も留守宅のお名前も書きとめておりませんでしたので、[redacted]といふ氏名と[redacted]生れといふだけを頼りに役場の調査を進めてもらひましたが大体心當りがあるとの事で、[redacted]さんといふ引揚者を呼んでいたゞきました。先づ助役さん御立會で挨拶をすませ、始終の物語を致しますと、終戰迄に便り

8-20

を受けてみた點は一致するから多分さうだらうとの事なので次に携行の寫眞を出して此のお願ひですがと申しますと[redacted]さんは吸ひつけられるやうにして一目見るなり、ひどく胸にこたへた御樣子で、涙ながらに「我が子に間違ひありませぬ」との事でした。愈〻血肉を分けた實のお父さん達がはつきり認めて下さいましたので助役さんの介添で御遺骨をお手渡し致しました。お父さん達の驚き悲しまれる涙に誘はれましたけれども私の肩は輕くなつたわけで[redacted]さんへの御瞑福を祈りつつ[redacted]へ歸つた次第でございます。

思へば[redacted]さんは敗戰の犧牲者であの頑健な身体で幾多の戰場を數へられてもなほ無事で居られた程ですから、若し終戰後の苛酷な使役がなかつたら又使役に出

ても、いくらか休養でも出来たのでしたらあんな元氣盛りに命をおとされるのではなかつただらうにと考へても〳〵残念なお氣の毒な事でございます。

[redacted]

87-22

名簿抹消し

死亡

[redacted]

死亡確認者氏名

死亡確認者氏名

死亡確認者氏名

所屬 陸軍 部隊 [redacted] 第五六三部隊 中隊 [redacted] 隊 [redacted]

本籍地 [redacted]

留守 住所

但當者續柄氏名 [redacted]

階級氏名 [redacted]

年 [redacted] 月 [redacted] 日

死亡 入營應召年月日 [redacted] 十七年三月一日 [redacted]

階級進級 年月日 [redacted]

入營應召ノ日ヨリ計シ

内地港灣出發 年月日

外地港灣到著 年月日

主要作戰名及期間並ニ其ノ時ノ職務

其ノ

死亡年月日時 [redacted] 五年 [redacted] 月十日 [redacted] 分

死亡時ノ職務並ニ持業

死亡場所 [redacted]

[redacted]

8-12

2236

死亡区分 戦死・戦病死・事故死（　）

死亡理由（傷病名）

死亡前后ノ状況（本人並ニ所属部隊）

[redacted]

死亡認定ノ理由

[redacted]

ノ目認ニヨル死体埋葬ヲ[redacted]

右之通リ認定ス

所属部隊 [redacted]

現住所 [redacted]

官等氏名印 [redacted]

備考

[redacted]

遺骨遺留品ノ有無

[redacted]

[redacted]

8-13

2237

現認証明書

本籍地 [redacted]

所属部隊 満洲第七四三軍事郵便所気付

満洲第九九六(八三六三)部隊

死没當時官氏名 陸軍兵科見習士官 [redacted]

右ノ者戰病死ノ爲昭和二十一年六月十二日満洲國安東省安東市ニ於テ死没シタル事ヲ現認ス

昭和二十一年六月十二日

現認者 [redacted]

満洲第七四三軍事郵便所気付

2-11

2238

[redacted]地方寺話部

死没係御中

[redacted]

満洲第九九六八三三部隊

見習士官

2-12

2239